

# 判断事例集

## 判断事例集

## 判断事例集

プール制に関連する特別処理（主に給与格付）について、審査決議事項の主なものは次の通り。（なお、処理対象が個々の園に限られたものは省略する）

### 【個人格付関係】

- (1) 同一法人内での他種別施設間における職員異動の格付について  
（勤続年数とするか経験年数とするか）

京都市内の児童福祉施設であり、京都市民間児童施設改善委員会の加入施設（現・京都市保育園連盟加盟園）であれば、勤続年数として認める。ただし、同一給与形態であることが前提となる。  
〔S53.4.26/職員処遇問題委員会〕

- (2) 大学、大学院、専修過程、専攻過程等の学歴扱いについて

学歴加算については、最高4年制大学(17号)として、その他は無職扱いとする。  
また、学校教育法で大学を卒業したものと同等以上の学力を有すると認められた者（学士）の場合は専攻科の修了年月を大学卒業年月とする。その際は「学位記」を提出することとする。  
〔S53.4.26/職員処遇問題委員会〕〔H20.5.16/プール制委員会〕

- (3) 副園長の格付について

園長の認定外として副園長は認められない。第1表～第3表内での格付とする。  
〔S53.4.26/職員処遇問題委員会〕

- (4) 職種変更による格付の洗い直しについて

職種変更による前歴の洗い直しと、端数加算の変更については、新職種の格付とし、現給保障は行わない。  
〔S53.4.26/職員処遇問題委員会〕〔H20.1.23/理事会一部改定〕

- (5) 幼稚園教諭免許の加算は行わない。

〔S53.4.26/職員処遇問題委員会〕

- (6) 事務職員の給与格付について

事務員は、保育士の資格加算しない格付（第3表）とするが、園の事情に於いてはこの限りでない。  
〔S55.4 /処遇改善委員会〕

- (7) 二部（夜間）や通信教育卒業による学歴の扱いと、資格の扱いについて

当該学歴とする。ただし、職歴を有している場合は、最終学歴を繰り下げ本人に有利な方とする。

資格については、厚労省認定資格であれば認定資格とする。（以下、例参照）

〔例：高校卒業後、保育園に保育士として勤務しながら保専二部を卒業し、認定資格を取得した場合、最終学歴を保専（9号）とし、現号俸に資格取得月から資格加算（認定＝8号）する。（合計17号。この場合、最終学歴以前の経験

や勤続は無効となる)

ただし、最終学歴を高校（1号）とし、保育園勤務の経験（勤続）を加算する方が有利な場合は、保専卒の学歴は加算せず資格加算（8号）を加算する。

[S55.4/処遇改善委員会]

#### (8) 直近上位の取り扱いについて

直近上位を行う場合は、現号俸を昇給せずに直近の上位に移行する。

[S56.5/基金部会]

#### (9) 経験加算の扱い方について

- ・学童保育所…京都市認可の児童館・学童保育所の勤務は「その他の職歴」とする。  
(保育士の場合～経験加算 80%，調理員等の場合～経験加算 56%)  
(説明) 学童保育所の勤務実態は6時間。児童福祉施設改善委員会に加入はしていないが現行プール制の経験加算・換算表に於いて、週40時間未満はアルバイト同様の換算率25%では幾分厳し過ぎることから、特別扱いとする。
- ・派遣…派遣による保育士の勤務は、「その他の職歴」(80%)とする。調理員等の場合は、派遣であるなしにかかわらず調理業務か否かによる。
- ・アルバイト期間…アルバイトの定義が変更された場合も(1日8時間→週40時間)新規採用格付時に換算率25%であったところは、採用時の定義で換算する。

[S62.2.6/理事会] [H20.2.7/プール制委員会]

#### (10) 各種専門学校の学歴加算の取扱いについて

プール制においては原則として各種専門学校を学歴加算の対象としない。ただし、保育専門学校と栄養士専門学校・高等専門学校については短大扱いの学歴加算とする。

[H16.9.4/理事会]

### 【配置基準・職員異動関係】

#### (11) 職員の月途中の異動の取り扱いについて

プール制は月単位の処理で行っている為、15日を基準として判定する。

- (例) 退職日1～14日付→前月で処理
- 退職日15～31日付→当該月で処理
- 採用日1～15日付→当該月で処理
- 採用日16～31日付→次月で処理

[S55.4/処遇改善委員会]

#### (12) 職員異動の申請（報告）の遡及処理について

受理日の30日以内を遡及の許容範囲とする。また、配置基準等による認定数の増に関わる職員異動は、園が当該月に申請するものとし、申請なき場合は自動的に「欠員」で処理する。

(説明) 事務局では配置基準の算出基盤データとなる毎月の福祉事務所のデータ

が、保育課から届くまで約1～2ヵ月かかる。従って、認定数の増減が把握できるのも遅滞する。仮に、認定数が増となることが判明した時、現行実務では認定外から自動的に繰り入れることはなく（その認定外職員が障害児保育対策要員等他の助成金で賄われていると二重払いとなる危険があるため）判明の都度、もしくは支払いの都度に「職員現況報告」と共に、園へ連絡する方法を執っている。園に於いては、異動のある月に認定数の増減が把握できるので、職員の異動（差し替え含む）のある場合はその都度申請を要する。申請が遅滞しても、処理は受理日の30日以内しか遡及できない。（別項、実施要綱の提出規約にも「異動後30日以内」と記されている）

〔S62.2.6/理事会〕

### (13) 10月度の措置児童状況の報告について（園報告不要）

翌年度当初の認定数を把握する為に、前年度10月度の措置状況を基盤とするが、各園からの10月1日現在の報告は不要とする。

（説明）事務実際上は、毎月の人所状況データが各福祉事務所から保育課経由で事務局に届く（ただし、約1ヵ月遅滞する）ので、事務局に於いて、10月度状況を把握する。10月度状況は、支払いのある都度に送付する「職員現況報告」中に定数状況を記している。

〔S62.12.18/プール制特別審査会〕

#### ◆職員配置基準の算出結果による職員異動について〔判断事例(12)〕

〔H11.2.14/プール制委員会〕〔H13.4.1/変更〕

職員配置基準の算出方法は、毎月、保育課のデータと各園からの申請との照合により行うが、保育課のデータが遅滞することで認定数増減の把握も遅滞する。従って増減が生じた月に遡及する計算を行うがこの場合の処理方法は次の通りとする。

##### 1. 遡及計算で認定数が増の場合

(1) 申請なき場合は、自動的に『欠員』で処理する。

（保育士の場合第1表180号、調理等の場合第3表180号）

(2) ただし、当該月に認定外職員が既に認定外登録されている場合は、当該月の申請に基づき、当該月まで遡及して認定内繰り入れの遡及異動を行うことができる。この場合、増の判明連絡後速やかに申請することとし、90日を申請の期限とする。

(3) 当該月に認定外職員が登録されておらず、新たに職員を登録する場合は、登録申請の受理日から30日を遡及限度とする。

##### 2. 遡及計算でフリー経費定数が増の場合

自動的にフリー経費定数配置で処理する。（第1表185号）

##### 3. 遡及計算で職員数が減の場合

(1) 『欠員』の有る場合は『欠員』が消滅し、配置基準通りとする。

\*配置基準数は、職員枠の基準数に合わせる。〔注：判断事例(14)参照〕

(2) 認定職員が常勤者完全配置されている場合は、運用細則第4条に基づき、当該月より現員保障の対象となる。

4. 遡及計算でフリー経費定数が減の場合

自動的にフリー経費定数が消滅する。(第1表185号)

【現員保障関係】

(14) 前年度職員数を下回る職員定数となった場合の職種別減員の取り扱いについて

現員保障を判定する上で、その実態が職種別に「減」と「欠員」もしくは「退職」等のある場合は、現員保障の対象とはならない。職種の「減」の生じている職員は過剰職員となるが、この場合、「欠員」の生じている職種に職種変更を行い欠員分を満たすか、「欠員」を残して「認定外」に配置替えするかのいずれかで処理する。

〔例：実態職員数→ 保育士10人、調理等2人の場合で、

基準職員数→ " 9人、 " 3人の場合

↓

保育士1名を調理等に職種変更する。(基準数に合わせる)

(注) この場合、現員保障は無い。

※現員保障の対象判定は「職員配置基準に関する運用細則」(第4条)参照のこと。

[S60.6.1/プール制特別審査会]

(15) 現員保障(又は経過保障)対象園の保障調整について

保障の対象園となった場合は、運用細則第4条(4)項に基づき調整を行う。

1. 保障の対象数をフリー経費定数より相殺調整する。

(例：基準数(認定数)9人、フリー経費定数1人

↓

10人

↓

0人(保障対象1人)

2. フリー経費定数に保有の無い場合は、現員保障1人につきフリー経費定数相当額を差引調整する。

(例：保障2名、フリー経費定数0人、右表部分400,000円(月額)

→ 400,000円 - 403,040円 = 0円となる。

(@ 201,520円 × 2名 - 403,040円)

[S60.6.1/プール制特別審査会]

(16) 「現員保障」の上限(2名)に関する判断について

現員保障は「上限2名まで」である為、3名となった場合に1名は認定外となり、保障の対象外になるが、その後の月度途中で職員定数増となった場合には、前述の認定外登録者も含めて「上限2名まで」の範囲ならば保障対象とすることができる。

(説明) 運用細則に基づき、前年度10月の実際職員(完全配置)を対象に2名を

上限として保障することを前提とし、年度途中に於ける定数増に伴う保障数も2名上限の範囲ならば保障対象にできる。(園からの申請が必要)

(例) 仮に職員実数を12人とする

4月 認定数 10人→12人(2名保障)・・・(認定外0人)

5月 // 9人→11人(2名保障)・・・(認定外1名)

6月 // 10人→12人(2名保障)・・・(認定外0人, 内へ繰入)

[S62.12.18/プール制特別審査会]

**(17) 現員保障における職種枠人数について**

現員保障が適用される際、職種変更をすることはできない。

〈説明〉前年度に対して認定数が減少した職種を保障することが前提となっている。

(例)	H9.10 配置職員	H10.4 在籍職員	H10.4 認定数	現員保障による認定	【不可】
保育士	9	9	8	9	10
調理等	3	3	2	3	2
合計	12	12	10	12	12

[

 保育士1名・  
調理等1名  
現員保障
 
]
[

 保育士2名  
現員保障
 
]

[H10.5.15/プール制特別審査会]

**◆現員保障の判定例 [判断事例(14)(16)(17)]** [S61.6.23/プール制特別審査会]

(ケース1)

前年度4月時に於いて、120名定員で0才が5名未満のため調理加配が無くなり、調理等1名が認定外となっていた。9月末で調理1名が退職したため、園では代わりの調理員を採用した。(調理等は2名認定内、1名認定外)10月時では、調理加配なしの認定数(2名)であったが、その後、園の努力もあり11月から0才が5名入所措置となり、調理加配が付くため、認定外となっていた調理員を繰り入れた。(調理等3名認定内)当該年度4月には、0才が5名措置できたので調理加配がつき調理認定数3名となったが保育士が2名減となってしまった。職員の異動は、調理が1名退職し代わりの調理員を採用している。保育士2名の現員保障は可能か。

(決 議)

現員保障を前提にした場合、調理に異動があることから、保育士2名を現員保障して調理の差替えをも認めることはできない。前年度10月時職員の範囲で処理を行うこととする。よって、新しく採用した調理員は認定外とし、保育士のうち1名は調理へ職種変更し1名は現員保障とする。

(ケース2)

前年度1月時に保育士が1名退職し、代わりに認定外より保育士1名を繰り入れた。しかし当該年度4月には、乳児が思惑どおりに措置できず、定数が減となってしまった。(ケース1と同様調理も1名減)この時職員の異動はない。

前年度3月時の定数を現員保障できるかどうか。

(決 議)

問題は前年度10月以降の異動、それも認定外からの異動が、現員保障を考える場合に認められるかどうかという点。細則の第2条説明中に「10月以降の退職補充については十分考慮のこと」と記している。翌年度の減が1月時では判明できなかったかどうか。また、認定外からの繰り入れについても新規採用同様に「異動」としてみる。10月時の職員を対象に、4月時に現員保障の判定を行うので、10月以降の異動については対象外とする。

(ケース3)

前年度10月時の定数より、乳児措置の減により当該年度4月時の定数が減となった。職員の異動は前年度10月の定数範囲で幾人か差替え(3月末退職、4月1日付採用)がある。前年度10月の定数を保障できるか。

(決 議)

職員の異動の無い場合を現員保障の対象としている。また、前年度末に退職が発生した時点で、また翌年度へ向けての採用の時点で、翌年度に定数が減る予測ができると考えられるため、現員保障はできない。

【その他】

(18) 人事交流は日程を経ずして行わなければならない。

A園からB園への人事交流を行う時、間に日数を経てはならない。ただし、受け入れ園の開設延期で止むを得ぬ事情と認められる場合はこの限りではない。

(S53.4.26/職員処遇問題委員会)

(19) 主任保育士手当の算出について

主任保育士手当は、該当月の保育士数を基準に以下の通り算出するが、基準保育士数にはフリー経費定数を含めるものとする。

〈説明〉

保育士10人以下	月額 9,000円
11~15人	12,000
16人以上	15,000

(例) 職員数10人、フリー経費定数1の場合  
 $10 + 1 = 11$ 人としてみる。

※ただし、フリー経費定数は月によって変動するため、月によっては12,000円支払であったり、9,000円に減ったりすることもあるので留意しておく必要あり。

(S62.2.6/理事会) [H13.3.6/理事会一部改定]

**(20) 同一法人保育園間における職員交流の取扱い**

同一法人保育園間であっても人事交流は「異動」として判断する。従前からプール制では1ヶ園ごとの個別対応で判断してきている。

現員保障を考える上でも人事交流は「異動」として判断する。

[H9.4.25/プール制特別審査会]

**(21) 非常勤職員のプール制登録（認定外）について**

非常勤職員は、認定内はもちろん認定外としてもプール制登録はできない。園の運営上常勤契約を結ぶことはできないが、常勤職員と同様の時間帯で勤務している場合であっても登録はできない。

常勤職員と同様の時間帯で勤務している非常勤職員が後日プール制に登録する際は経験加算として100%で換算して24で除す。

[H10.5.15/プール制特別審査会]

**(22) 夜間保育園の特例保育について**

夜間保育園の特例保育・延長保育部分はプール制対象外とする。 [H11.5.26/総会]

**(23) 人材派遣契約のプール制支払いについて**

人材派遣契約については、プール制支払い対象とはならない。

〈説明〉人材派遣の人を格付けすることはできない。 [H14.8.28/プール制特別審査会]